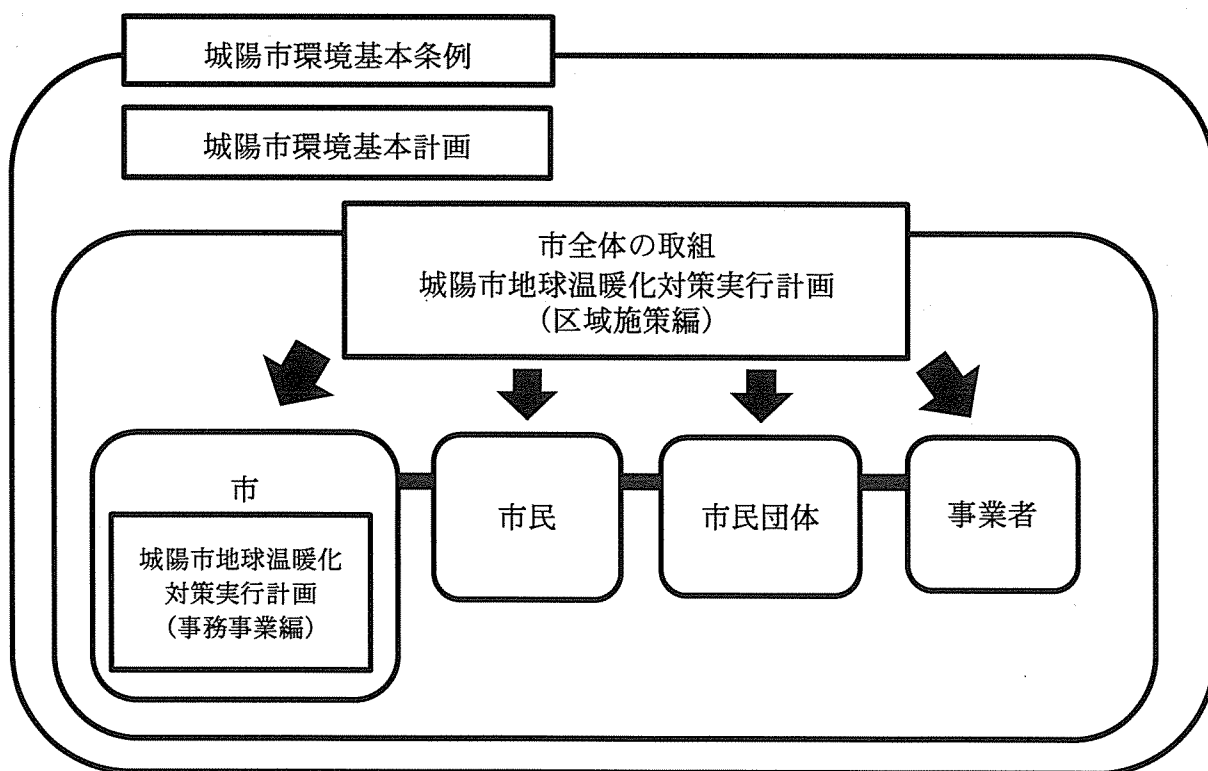


城陽市地球温暖化対策実行計画の策定について

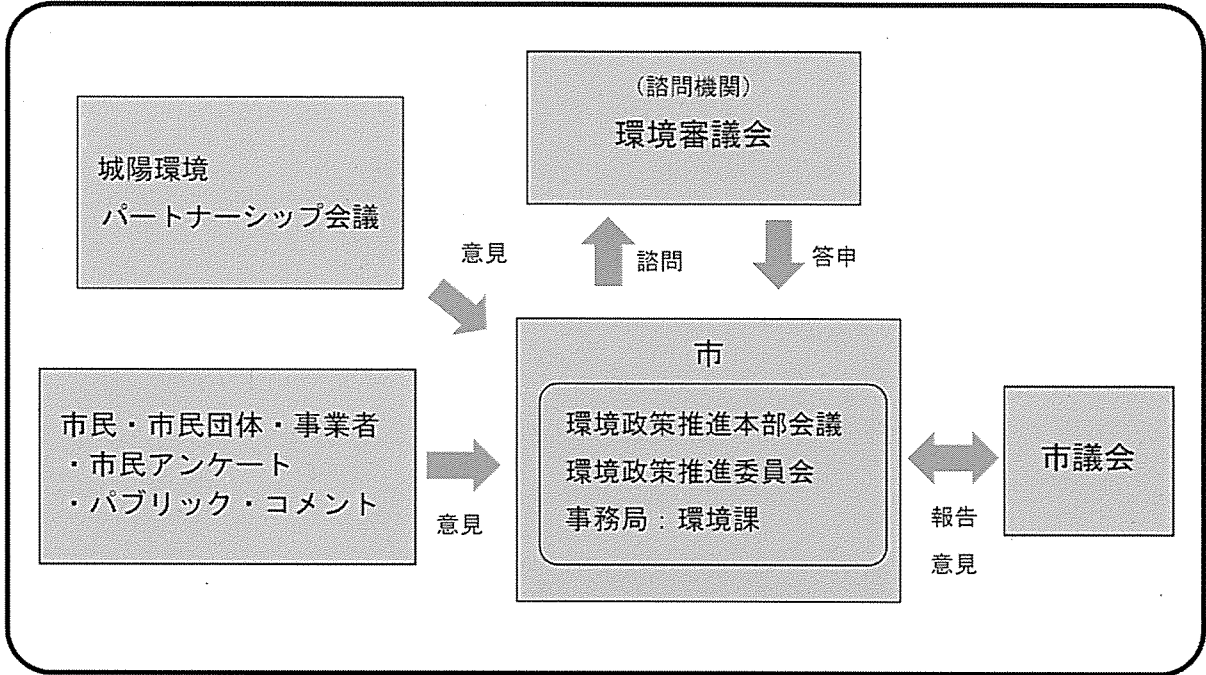
1 城陽市地球温暖化対策実行計画について

- ・ 目的： 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）および（事務事業編）の計画期間が令和4年度末で満了となることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、市が率先して温室効果ガスの削減を図るとともに、本市内の温室効果ガス排出量を把握すること、ならびに、新たな削減目標の設定とその達成に向けた地域における総合的かつ計画的な施策を推進するために次期計画を策定するもの。
- ・ 期間： 令和5年度から令和9年度までの5年間
- ・ 対象： 市、市民、市民団体、事業者



2 策定体制について

<イメージ図>



3 今後の策定スケジュールについて

令和4年5月～	9月	現行計画の成果と課題の分析	
	5月～	8月	市民アンケートの実施
	6月	骨子案（目次・概要）の作成・議会報告	
	12月	原案の作成・議会報告	
	12月		
	～令和5年2月	パブリック・コメントの実施	
令和5年3月		最終案の議会報告・完成	

4 策定スケジュールのフロー

	市	市民等	環境審議会	市議会	
令和4年 2月			策定について報告		
3月				策定について報告	
4月					
5月	現行計画の 成果と課題 の分析と並 行し、骨子 案の調製	各アンケート の作成	諮問 骨子案（概 要）につい て報告	骨子案（概 要）につい て報告	
6月					
7月	原案の調製				
8月					アンケート の実施
9月					アンケート 結果の取り まとめ
10月					関連自治体 等との意見 調整
11月	最終案の調 製	パブリック・コ メント結果の取 りまとめ	アンケート 結果・原案 の報告	アンケート 結果・原案 の報告	
12月					
令和5年 1月		パブリック・コ メントの実 施			
2月			最終案報告 答申		
3月				最終案報告	